

かまくらシティ 議会だより

平成13年11月1日第175号

鎌倉市議会

鎌倉市御成町18番10号
電話0467(23)3000

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm>

編集発行
鎌倉市議会広報委員会

可決した決議

議会は9月21日の本会議において次の決議を行いました。

テロ行為の根絶を目指し世界恒久平和の確立を誓うことに関する決議

我々は、昭和33年8月10日、鎌倉市・平和都市宣言で、日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のため、全世界の人々と相協力してその実現を期することを決意した。以来約半世紀を迎えようとしている。しかし、いまだ世界恒久平和への道のりは遠く極めて険しい現実と言わざるを得ない。

去る9月11日、米国を襲った同時多発テロ事件は世界の平和を根底から揺るがすものであり、空前の大量殺戮を行ったテロ犯罪者に心の底から怒りを覚えるものである。この非情なテロによって5,000人以上のとうとい人命が奪われてしまったことは、人類の平和と文明に対する野蛮かつ卑劣な破壊行為と断ぜざるを得ない。犠牲者並びにその御家族の方々に対し心から哀悼の意を表するとともに、野蛮なテロの根絶と世界恒久平和確立への決意を新たにするものである。

また、この立場から、法と理性に基づいて問題の解決を図ることこそテロを根絶し、世界恒久平和への道を開くものであると考える。

ここで改めて平和のとうさを深く受けとめ世界恒久平和確立へのとうとい願いを世界へ発信するとともに、未来へ確実に継承していくことをここに誓うものである。

今定例会に市長から、現行の鎌倉市公文書公開条例を見直し、新たに鎌倉市情報公開条例として制定するための議案が提出されました。

【これまでの議会での取り組み】
本市では、平成六年に鎌倉市公文書公開条例が施行され、これまで運用されてきました。この間、社会情勢は大きく変化し、市政への市民参画の進展や市政運営の透明性を求める市民意識の高まりに伴い、市が保有する情報の一層の公開が求められました。

【これまでの議会での取り組み】
鎌倉市公文書公開条例の早期改正を求めることに関する決議を全会一致で議決していました。

【拡充される主な内容】
今回提案された条例により、現行の公文書公開制度が拡充されれる主な内容は、①条例の名称を改めるとともに「知る権利」を明記②電磁的記録の公開対象に追加③公開請求権者の限定を解除し、「何人も」に拡大④非公開事由に該当する場合を除いて、

【拡充される主な内容】
鎌倉市公文書公開条例の早期改正を求めることに関する決議を全会一致で議決してきました。

【拡充される主な内容】
九月六日の本会議で、本条例の提案理由の説明がされた後、議員から情報の存否の応答拒否の規定を個人情報に限定せずに設けた理由について、質疑が行われました。質疑後、総務常任委員会に本議案の審査を付託しました。

【意見の内容】
九月十三日に開催された総務本条例の制定に当たり、鎌倉市公文書公開運営審議会において、総務常任委員会での審査結果の報告後、採決に入り、総員の賛成で原案を可決しました。

【意見の内容】
本条例の制定が当たる、鎌倉市公文書公開運営審議会において、議案での決議の内容について、議論がなされました。議論の結果、本件を妥当とし、総員の賛成で原案を可決しました。

【意見の内容】
本件を可決した理由として、議論がなされました。議論の結果、本件を妥当とし、総員の賛成で原案を可決しました。

公文書公開から情報公開に

厳格な条例の運用などを要望

平成十三年九月定例会は、九月五日に開会し、九月二十一日までの十七日間にわたって審議を行いました。今定例会では、九名の議員が一般質問を行い、市長から提出された鎌倉市情報公開条例の制定議案など全部で十一件の議案を審議しました。その結果、九議案を可決、市道路線の廃止議案及び認定議案については、八路線の廃止を可決（一路線は継続審査）、七路線の認定を可決（一路線は継続審査）しました。また、議員から提出されたテロ行為の根絶を目指し世界恒久平和の確立を誓うことに関する決議案及び早急なる狂牛病対策を求めることに関する意見書提出議案を可決しました。このほか、陳情一件を採択、一件を不採択としました。

なお、定例会前の八月二十四日に議会全員協議会を開催し、「鎌倉市土地開発公社経営健全化計画について」の報告を受けました。

9月定例会

《主な内容》

- | | |
|-------------|------|
| ○議決した議案 | 1面 |
| ○議決した決議 | 1面 |
| ○一般質問 | 2・3面 |
| ○議決した議案 | 4面 |
| ○議決した意見書・陳情 | 4面 |
| ○全員協議会 | 4面 |

天神山緑地の保全 土地取得議案を可決

今定例会に不動産を取得するための議案が提出されました。(仮称)天神山緑地の用地を取得しようとするもので、土地の所在は鎌倉市山崎字宮廻七五五番地目は原野、現況山林で、面積は五千九百五十平方メートル、取得価格は一億六百四十六万五千円です。なお、買取価格については、ようとするもので、土地の所在は鎌倉市市有財産評価審査会に諮問し、答申を得たものとしています。また、今回の買取で(仮称)天神山緑地の用地の取得状況は四一・六%となるというものです。

常任委員会では、改正内容に決議の趣旨が反映されているか、国における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行などに見られる情報公開制度進展への対応が十分であるかなどを観点から審査を行いました。担当部課への質疑終了後、今後の運用に対して意見を付することで原案を可決しました。九月二十一日の本会議において、総務常任委員会での審査結果の報告後、採決に入り、総員の賛成で原案を可決しました。

議論の結果、本件を妥当とし、採決の結果、全会一致で原案を可決しました。九月二十一日の本会議において、総務常任委員会での審査結果の報告後、採決に入り、総員の賛成で原案を可決しました。

議論の結果、本件を妥当とし、採決の結果、全会一致で原案を可決しました。九月二十一日の本会議において、総務常任委員会での審査結果の報告後、採決に入り、総員の賛成で原案を可決しました。

議論の結果、本件を妥当とし、採決の結果、全会一致で原案を可決しました。

小・中学校の安全対策など 補正予算を可決

小・中学校の安全対策など 補正予算を可決

今定例会に、市長から一般会計補正予算及び介護保険事業特別会計補正予算が提出されました。議会では審議の結果、いずれも総員の賛成で原案を可決しました。

補正予算は歳入歳出いずれも九千九百四十万円を追加するもので、補正後の総額は五百二十億五千十万元となります。なお、歳出の主な内容は次のとおりです。

◇一般会計補正予算

補正予算是歳入歳出いずれも九千九百五十万円を追加するもので、補正後の総額は六十八億三千五百十万元となります。

事業に要する経費の追加。
土木費：準用河川神戸川の護岸修繕工事に要する経費の追加。
教育費：小・中学校の安全対策に係る正門・フェンス等の修繕及びインターホン等の設置に要する経費などの追加。
また、歳入の内容は、寄附金及び繰入金などの追加です。

このほかに、自然環境調査を実施するため、債務負担行為の設定を行うもので、補正後の総額は六十八億三千五百十万元となります。

請願・陳情の提出について

請願・陳情の提出はいつでもできますが、本市議会では各定例会での請願・陳情の審査に当たり次のとおり受付期限を設けましたので、お知らせします。

受付期限：各定例会の開会日の前日

12月定例会は、12月5日(水)に開会予定です。

受付期限内に提出された請願・陳情は、その定例会で審査されます。

上記の受付期限を過ぎて提出されたものは、原則として、次回定例会での審査となります。

補正予算は歳入歳出いずれも九千九百四十万円を追加するもので、補正後の総額は五百二十億五千十万元となります。なお、歳出の主な内容は次のとおりです。

◇介護保険事業特別会計補正予算

補正予算は歳入歳出いずれも九千九百五十万円を追加するもので、補正後の総額は六十八億三千五百十万元となります。

可決した案 議

財産の無償譲渡

今定例会に市長から工事請負契約の変更、財産の無償譲渡、物件供給契約の締結についての議案三件が提出されました。議会では審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

○公共下水道（汚水）築造工事

（手広第一汚水幹線第一工区）

の変更

平成12年六月定例会において議案第八号で、更に平成13年六月定例会において議案第十号で議決した工事請負契約の契約金額を変更しようとするものです。変更の理由は手広父差点横断箇所において推進工事を施工中に転石と想定される障害物

により推進不能に陥ったため、ルート変更に伴う人孔及び立坑一基を工事内容に追加するもの

変更内容は本年六月定例会で議決後の契約金額一億八千八百二十三万三千五百円に一千四百六十五万六百五十円を増額し、二億二百八十八万四千五百円

にしようとするものです。

◎財産の無償譲渡

平成13年1月1日付で神奈川県から本市に無償譲渡された旧県立鎌倉老人ホームの建物等を社会福祉法人清和会に無償譲渡しようとするものです。

建物等の所在地は鎌倉市坂ノ下三二八番、規模は鉄骨鉄筋コ

ンクリート造、地上三階一部

階建て、延べ床面積一千九百三十・四六平方メートル、その他工作物及び立木で建物等の評価額は

一億七千八百三万円です。今回

の無償譲渡が新たな特別養護老人ホーム等の整備に寄与するものであることから本件を妥当としたものです。

△無償譲渡の経過

県立鎌倉老人ホームは平成九年度に神奈川県の行政改革の取り組みの中で平成十二年度末をもって施設を閉鎖する方針が示されました。これを受け、跡地

利用について県と本市の間で協

議を行った結果、市へ無償貸し

付けし、社会福祉法人の運営す

り、内閣総理大臣が認めたもの

を設置し、選考しました。その

結果、社会福祉法人清和会が選

考されたものです。

県と協議を重ねた中、公平性・

透明性の確保を図る観点から市

内で福祉施設を運営する法人を

対象に公募を行い、選考委員会

を設置し、選考しました。その

結果、社会福祉法人清和会が選

考されたものです。

県と協議を重ねた中、公平性・

透明性の確保を図る観点から市